

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり公告する。

平成29年11月10日

静岡県知事 川勝平太

1 通知の要旨

平成29年11月10日静岡県告示第796号（保安林の指定施業要件を変更する件）

2 所在が不分明な者等

| 所在が不分明な者 | 指定施業要件変更保安林の所在場所                             | 掲示場   |
|----------|--|-------|
| 岩田潤泉     | 駿東郡小山町藤曲字奈良橋 882 の 1、882 の 3、883 の 1、883 の 2 | 小山町役場 |
| 時田貞明     | 駿東郡小山町藤曲字奈良橋 882 の 1、882 の 3、883 の 1、883 の 2 | 小山町役場 |
| 渡辺忠行     | 駿東郡小山町藤曲字奈良橋 883 の 1、883 の 2                 | 小山町役場 |